

## 「北海道における緊急事態措置（道案）」等に対する主な意見

## 1 有識者・専門家等の意見

## 1-①

措置の内容に関しては、異論なし。

前からお願いしていることだが、ワクチン接種の体制整備、幅広いPCR検査対応について推進していただきたい。

高校までの学校での対応については、くれぐれも教育効果を損なうことがないようにきめ細かな対応をお願いする。

## 1-②

対策について異存なし。

医療の危機的状況について引き続き発信願う。

事業者は、業種別の要請内容は意識するようだが、出勤7割削減などの一般的事項は意識していないように感じられるので、事業者一般への協力依頼内容について、一層、周知が必要。

事業主体に意識させる取り組み、及び、働いている方々が意識することで事業主体を動かしていくことを視野に入れた、道民一般への広い呼びかけをご検討願う。

## 1-③

本道における緊急事態措置の内容として、道内全ての市町村における対策を強化することを基本として、特に感染が急増している札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市を特定措置区域として、より強固な対策を重点的に実施することは必要であると考えており、今後の感染状況や医療提供体制の逼迫度合いによっては、特定措置区域の見直しを速やかに行うなど時機を逸することなく必要な対策を効果的に実施することが重要であると考えている。

併せて、今後の感染防止対策の要となるワクチン接種が円滑に行われるよう、医療従事者等に対する接種を速やかに終わるとともに、接種体制の整備に取り組む市町村に対し、医療従事者の確保やワクチンの確実な供給について、道においても積極的な支援を行う必要があると考えている。

## 1-④

医療のひっ迫状況、感染のリンクなしの割合の増加、変異株の感染力の強さ、若者の感染者の増加、若者でも重症化するリスクが高いなどの理由から、緊急事態措置は当然のことと考える。

特定措置区域と措置区域に分けているのも広い北海道で感染状況が違うので異論はない。措置の内容についても、異論はない。

## 1-⑤

道案に特に異存なし。

1-⑥

特段の意見なし。

ワクチン接種をスムーズに進めるためにも医療・保健所機能の維持を  
保たなければならないため、厳しい制限が必要。ワクチン接種のスケジ  
ュールも道民に丁寧な説明をお願いする。

1-⑦

道案に対し異論なし。

20～30代の感染者数が多く、今後高齢者への感染拡大が予想される。  
特に20～30代に向けた外出自粛の周知徹底と入院がひっ迫している為、  
宿泊療養先の安定確保をお願いしたい。

## 2 市町村・関係団体の意見

2-①

特定措置区域と措置区域に分けられているが、全道一律とし、強い対  
応とすべき

(同様のご意見 他1件)

2-②

緊急事態宣言を最後の砦とし、感染者数を減らすために、今回の緊急  
事態措置(道案)は適切である。

(同様のご意見 他2件)

2-③

不要不急の外出について、「控えるべき外出」「してもいい外出」の  
判断の参考となる具体例を例示してはどうか。

2-④

飲食店などへの支援金の手続きなど、速やかに情報発信していただき  
たい。

(同様のご意見 他5件)

2-⑤

飲食店等に対する営業時間短縮要請の開始時期など、事業者の混乱が  
生じないように、迅速かつ丁寧な周知をお願いする。

2-⑥

道内における感染が急拡大し、今般、緊急事態措置にまで至ったこと  
について、経済界としても深刻に受け止めている。当会としても改めて  
強い危機感・緊張感を持って対応するとともに、「20時以降の勤務抑制」  
といった新たな内容も含め、今回講じられる対策について会員への周知  
と実践の徹底を呼び掛けていく。

また、昨年4月の緊急事態措置の際は、全道一律に飲食店を含む多く  
の施設に対し休業要請が課せられ、経済的ダメージは極めて大きくなっ  
たが、今回は感染者数の8割以上を占める「札幌市を含む石狩管内市町  
村・小樽市・旭川市」を「特定措置区域」、それ以外の地域を「措置区  
域」と区分けし、措置の内容も変えており、道内経済への影響を勘案し

ても適切であると考える。

一方で、1年以上の長期間にわたりコロナ禍が続いており、その間様々な名称で対策が要請され、道民や事業者の中にも「対策慣れ」や「対策疲れ」が生じていると考えられる中、「緊急事態宣言・緊急事態措置」のアナウンスメント効果を可能な限り高めることが重要である。道民一人ひとりが変異株の高いリスクや「いつでも・どこでも・誰もが感染する」という危機感を共有して取り組んでいただけるよう、これまでに以上に強いメッセージの発信と、各年代の行動特性や感染経路の分析等も踏まえた効果的な広報活動を展開していただきたい。

## 2-⑦

「北海道における緊急事態措置（道案）」に対する意見はなし。

## 2-⑧

R3.5.14「北海道における緊急事態措置（道案）」に対する意見について、感染状況を判断するほぼ全ての指標が「国ステージⅣ」の水準にあり、発令のタイミングの是非は別として、緊急事態措置を講じることは当然の判断と考える。

対象区域の設定については、新規感染者数は3市・石狩振興局計の割合が圧倒的に大きいものの『特に、医療資源の乏しい地域では、怪我の治療や救命救急など、通常の医療が受けられなくなるおそれがあるため、「北海道医療非常事態宣言」が発出され、北海道全体が医療の非常事態とも言える状況』と認識する中で、特定措置区域とそれ以外（措置区域）に区分することは慎重に判断すべきである。

資料から判断すると、3市・石狩振興局計を除いた地域においても、7日間合計の感染者数（10万人あたり人数）は27.0人で国ステージⅣを上回っていることに留意すべきである。

また、仮にメッセージ性を重視して区分を設けるとしても、別途述べるように経済措置（支援金の支給等）で不公平が生じないように配慮願う。

## 2-⑨

感染拡大を1日も早く減少に転じさせ、早期に社会経済活動との両立ができる状況を取り戻すべく、あらゆる対策を講じ、総力を上げて取り組んで頂きたい。私どもも協力していく所存である。

今回の一連の措置に伴い甚大な影響を被る事業者などに対しては、要望を聴取する機会を設けるなどし、万全な支援策を講じていただきたい。

緊急事態措置は、不自由な道民生活、事業者に痛みを強いるものであり、実効性を高め、早期に効果を引き出していくには、納得感の伴う周知が何よりも肝要である。

北海道自らが行動することも併せて公表するなど、一致団結してこの難局に対処していく姿勢を打ち出し、共感を得る情報発信に努められたい。